

## 研究ノート

# 「ノーはノー」から「イエスがイエス」へ なぜ性的同意の哲学的分析が必要か

江 口 聡

## 要 旨

性暴力やセクシャルハラスメント（セクハラ）に対する意識が高まっているが、性的な「同意」の問題の哲学的・実践的な複雑さの問題は、国内では十分議論されていないように見える。本稿では、(1)レイプ神話とその解体、(2)恋愛指南本における性暴力の危険、(3)性暴力対策としての「Yes Means Yes」の動きを見たあとで、インフォームドコンセントという観点から見た場合のセックスにおける同意にまつわる難問がいかんして生じているのかを見てみたい<sup>1)</sup>。

キーワード：性的同意、性暴力、性犯罪、ナンパ、インフォームドコンセント

## 性的な同意はなぜ問題になるのか

「同意」には魔法のような力がある、とされることがある。たとえば医者は患者の身体を探り、通常ならば許されない薬物を飲ませ注射し、時にはメスで体を切り裂き臓器を削りとり、時には死なせてしまうことさえある。しかし、医療目的でありまた患者の同意があるためにそうした行為は違法ではないとされる。ボクシング選手は互いに殴りあい、可能ならば相手を昏倒させようとし、時には死に至らしめることもある。しかしお互いにルールに乗っ取り闘うことに同意しているため暴行や殺人で逮捕されることはないだけでなく、勝者も敗者も闘士として賞賛される。セックスは快感だけでなく強い不快感

を与えることもしばしばであり、時に不潔であり、感染症や妊娠などの危険をとめない、相手の同意なしに他人に接触・侵入しようとするれば、痴漢や強制わいせつや強姦とされるが、結婚している、あるいは恋愛関係にある場合は望ましいこととされ、またそうでなくても、一定の年齢以上の人々が互いに合意していれば許容されると考えられている。同意はこのように、通常は許されないような行為、あるいは危険で有害な行為を道徳的・法的に許容されるものにする力をもつ。性的活動にあたっては同意が非常に重要であるということは、現在では広く認められていると言ってよいだろう。

1) 以下では基本的に、男性の性的なアプローチに女性が同意する、という図式で議論することが多くなるが、これは現実に広範に見られる問題現象についての議論を単純化し理解しやすくするためであって、男性どうし、女性どうしの関係を無視するつもりはない。むしろそうした関係についても適用できる議論を提供したいと考えている。ただし男女間の心理的な差異に言及せざるをえないことがある。

## 「レイプ神話」から「ノーはノー」へ

レイプ神話「抵抗しなければノーではない」

こうした性的な同意の重要さに対する意識は、主として20世紀後半のフェミニストらによって歴史的に築きあげられてきたものでもある。ここで簡単に、ここ50年間の性暴力・性犯罪に対する意識の変化を見ておこう。主として英語圏のフェミニズム理論および運動を参照するが、その多くは現在国内で論じられている性暴力の問題に関連するものである。

1960年代後半からのいわゆる第二派フェミニズムの最大のテーマの一つが、女性に対する暴力、特に性暴力の根絶である。

先進国での1960年代の「セックス革命」以降、青少年が多様な性的な関係をもつことは珍しいことではなくなったが、それは同時に女性を性暴力に晒すことにもつながった。1975年のマックウェラーの『レイプ：異常社会の研究』<sup>2)</sup>は1960年代の犯罪学の成果から、性犯罪の実態を広い読者層に知らせ、またブラウンミラーの『レイプ・踏みにじられた意思』は、性犯罪は、男性優越社会での体系的・制度的な女性に対する性暴力の一部でしかないと論じた(MacKellar 1975; Brownmiller 1975)。彼女たちは、性暴力に対する誤解と偏見を「レイプ神話」として告発した。「レイプ神話」のリストはさまざまなバージョンがあるが、とりあえずマックウェラーがあげているものを確認しよう。

神話によれば、(M1) 男性の欲求不満がレイプの原因であり、(M2) レイプは衝動的におこなわれる(M3) 女性の(自覚的・非自覚的)性的なアピールが原因である、女性が誘惑している、(M4) 犯行の現場では物理的な強制・暴力が使われ、被害者は重傷を負う、(M5) レイプは「見ず知らずの

加害者」によっておこなわれる、(M6) 犯行は比較的短時間のうちに、(M7) 屋外でなされる、(M8) 女性はレイプされたいという隠された願望をもっており、女性の「ノー」はその願望の表明である。

つまり神話によれば、レイプは物理的な力づくの強制や暴力を使用する犯罪であって、同意のない女性はそれに抵抗するためになんらかのケガを負うのが当然であり、逆に、抵抗やそのためのケガの証拠がなければレイプではない、むしろ女性は強引にセックスされたいという隠された願望をもっており、女性が十分に抵抗しなければそれは同意の「イエス」の十分な印であり、また女性の「ノー」でさえしばしば「イエス」を意味するとされるのである。

しかし実際には、(F1) レイプ犯の多くにはセックスパートナーとの性生活をもっている、(F2) 多くの加害者は多かれ少なかれあらかじめ犯行の計画を立てている、(F3) 被害者選定にあたっては、被害者の性的アピールはさほど重視されていない、(F4) 被害者は恐怖などのためにほとんどなんの抵抗もできず、それゆえ傷を負うことはそれほど多くない、(F5) レイプの加害者は多くの場合被害者の顔見知りであり、配偶者やボーイフレンド、職場の同僚といったよく知っている人々の場合が少なくない、(F6) 犯行は実際には被害者・加害者の自宅あるいは宿泊施設等でおこなわれ、(F7) また事前に長時間にわたる会話や説得、押し問答などがおこなわれる場合が少なくない、(F8) レイプや強引なセックスに関するエロティックな空想を好む女性は存在するものの、現実にはそれがおこなわれることを欲求することはない(MacKellar 1975)。

2) この書の内容の多くは、実際には1960年代のアマールの研究成果(Amir 1971)をフェミニスト意識から紹介した、というものである。

重要だったのは、こうした性犯罪の実態を見るならば、性犯罪・性暴力は、人々の通念におけるものや、犯罪統計に現れるよりもずっと日常的なものであることが理解されるようになったことである。顔見知りやデートする間柄での性的な攻撃や強制、あるいはセックスの無理強いも、「赤の他人に突然襲撃される」というそれまでの通念での赤の他人による暴力的なレイプと同様にレイプである、と意識されるようになった。こうした性的暴行の実態に関する議論は、小倉千加子『セックス神話解体新書』（小倉 1988）などで紹介され、国内でもよく知られるようになった。

1980年代の英米圏では、そうした関係における性暴力を指す「知り合いレイプ」(acquaintance rape) や「デートレイプ」(date rape) という用語が一般的になっていった。赤の他人によるレイプには、ストレンジャーレイプ (stranger rape) という新しい名前が与えられた。また妻と夫という結婚関係においてもレイプもありうるという意識から、婚姻内レイプ (marital rape) という語も用いられるようになった。レイプは暴力によるセックスというよりはむしろ、女性の意思に反した・強制的なセックスであるとされ、また地位や対価を利用したセクハラの一部も、女性の意思に反したセックスという点では、レイプと本質的に同じものだと理解されるようになった。日常的におこなわれているが犯罪として告発されないままになっていることが推測されるデー

トレイプ・知り合いレイプの実数を考えれば、女性に対する暴力はまさにそうした形でおこなわれており、法制度から学校性教育に至るまで、抜本的な対策が必要であるとされる (Estrich 1987, Parrot 1988)。

抵抗がなければレイプではない、といったレイプ神話が、女性に対する暴力を社会にはびこらせている元凶である。レイプとまではいかないまでも、女性が味わう不快な性体験の多くは、女性の「ノー」はしばしば「イエス」、あるいは「今はまだノーなのでもっと口説き続けろ」を意味すると理解されるためである。

さらにキャサリン・バリーは「人が同意または拒否することを自由に選択できない場合、それは強制である」とし、さらに「強制された性交は、暴力的な力でおこなわれようと、やわらかな物腰で言い寄られる形をとろうと、強姦である」と批判する。この観点からすると、「売春婦も殴られる妻も、ヴェールをかぶせられる女性も、金で買われる花嫁もまた「被害者」ということになる (Barry 1979, 邦訳pp. 49-50)。こうした意識から、まずは女性が「ノー」を選択できることが重要であって、自由に「ノー」を言えない関係におけるセックスはレイプである。女性は「ノー」は文字通り「ノー」であると理解されるべきなのだ、というわけである<sup>3)</sup>。こうしたレイプに対する意識の変化は、“No Means No” (ノーはノーを意味する、ノーはノーなのだ!) というスローガンで表される。

## ナンパ本・モテ本の世界

こうした “No Means No” というスローガンは、少なくともフェミニスト内部では共通の意識となったと言えるが、一般社会にはどの程度受け入れられているだろうか。ここで男性向けのナンパ本やモテ

本と呼ばれる書籍を参照してみたい。

「ピックアップアーティスト」

米国では20年ほど前から、また国内でも5年ほど

3) 流通しているポルノグラフィが女性のノーを無効にしておき、性暴力の原因の一つになっているというフェミニスト的な論点については、江口 (2007) で検討している。

前から、若い男性のあいだで「ナンパ」の技術が注目されている。米国では「ピックアップ」(ナンパ)等に関する書籍は1970年代から存在していたが、2000年前後からインターネットの掲示板を利用した「誘惑コミュニティ」が形成され、各種のナンパの技術情報の交換と蓄積がおこなわれている。彼らは自分たちをある種の芸術家・技術者であると見なして「ピックアップアーティスト」(PUA)と呼び、多くの書籍も出版され、また一部の指導者(「ゲル」)による有料セミナー等も開かれ「ピックアップ産業」が展開されている。

こうした文化に一般社会の注目が集まったのは、2005年にそうしたコミュニティを紹介したノンフィクション、ナイル・シュトラウスの『ザ・ゲーム』がベストセラーとなったのようだ。ほぼ同時期に、オンラインでの情報をまとめたトニー・クリンクの『確実に女をオトす法則』が出版されている。

PUAたちの基本的な発想は、女性に優しく共感的な「ナイスガイ」であることをやめ、魅力的なろくでなし(「ジャーク」)であるよう努力する、という一点にある。親切で優しいだけの男性は実は女性にとっては性的魅力がない。セックスに奥手なナイスガイたちを、PUAはAFC(Average Frustrated Champ、欲求不満だらけの平均点のマスケ)と呼ぶ。PUAたちに言わせれば、魅力がある男性とは、欠点はあっても、なんらかの長所を誇示することができ、ある程度強引に女性をリードする男性だという。「女性は男性グループの上位のオスを見わけ、強い性的魅力を感じる」などといった、進化心理学や脳神経科学等の上澄みを利用したニセ科学的な説明が頻繁に援用されるのも特徴的である。

PUAたちはそれぞれ模倣と研究によって自分なりの手順(ルーチン)をつくりあげる。女性に声をかけ、連絡先を聞き出し、デートに誘い、自宅か女性のアパートで二人になり、セックスをする、という

ところこまでのルーチンをそれぞれ精密に作りあげ、まごつかないように得意のセリフや小話を暗記し、それを実行し、その結果を記録し手順を改善する。その際のいくつかの難関をいかにして乗り越えるかが彼らの関心事であり、ノウハウが交換される。

国内でも最近そうしたPUAコミュニティをまねた書籍やセミナーがおこなわれている。社会学者の宮台真司やコラムニストの藤沢数希の著作がその典型だが、他にも数々の「ナンパ本」が出版されている(藤沢 2015; 宮台 2013)。YouTube等の動画サイトでも「ナンパ」等で検索すると、そうしたナンパ産業の現在の様子が伺えるだろう。藤沢のものは上のPUAたちの手法に独自の命名法を与えただけのものであり、宮台によるものも同様に、女性をいかにして「変性意識状態」、つまり通常ではない心理状態にもちこむか、という手法を論じている。こうした著作や実践は、男性にまさに肉食系、というよりは性的捕食者(sexual predator)であることを勧めるものであり、不快を感じる読者も少なくないだろう。

「土壇場の抵抗」:「ノー」を言わず「ノー」を解除せよ

こうしたナンパ師・ナンパコミュニティの研鑽と努力は馬鹿げていて涙ぐましいほどで、先にあげたシュトラウスの『ザ・ゲーム』は読みものとしたしにかにおもしろい。しかし、こうしたナンパ技術の発展に対しては、強い社会的な批判・反発がある。興味深いのは、そうした反発は、こうしたナンパ技術が馬鹿げた無益なものであるからというよりは、むしろ、たしかにそうした技法には実際に効果があるかもしれないとして懸念されていることである。『ザ・ゲーム』の出版後には、多数の女性コメンテーターがその危険性を指摘している<sup>4)</sup>。国内でも「恋愛工学」については軽い批判をオンラインで目にするようになってきている。

4) たとえば、Deborah Netburn (2005) "Danger: pickup artists ahead", <http://articles.latimes.com/2005/aug/31/entertainment/et-game31>

実際のところ、ナンパに代表される女性の扱い方の指南には、下品であるどころかグロテスクで、各種の性暴力に近似したものや、まったく性暴力・性犯罪とみなさざるをえないものが含まれている。たとえば先に言及した『確実に女をオトす法則』は声をかけ、デートをし、自宅に招き入れる方法（「CDコレクションを見せる」）や女性の自宅に上がりこむ方法（「トイレを借りる」）を指南するだけでなく、さらには「土壇場の抵抗」（LMR、Last Minute Resistance）を解除する方法、を最後に論じている。LMRとは最終的な段階における女性のセックスの拒否を指す。それをいかにして武装解除させるかがPUAにとって大問題なわけである。性暴力に対する意識、というより訴訟リスクの高い米国では、PUAグルたちももちろん暴力や強制を勧めるということはない。しかし、次のような検討がおこなわれる。

理想を言えば、女性を家に持ち帰り、君の値打ちを示し、濃厚なスキンシップをすれば、女性は当然君を受け入れるはずだ。しっかり準備をすれば、うまくいくはずなのだ——たいていの場合は。けれども、土壇場になってから女性が何かを言い出すことはたしかにあって、そうなったときに適切な対応ができるかどうかは君次第なのだ。……まず第一に、彼女が本気なのか、嘘を言っているのかを判断する必要がある。彼女は本当に君とセックスしたくないのだろうか？ それとも、ただまわりの目を気にしているだけなのか？

「何かを言い出す」はもちろん「ノー」に近いものを指すのだろう。もちろんこうした著者たちは「無理強いはするな」とアドバイスする。それはもっぱら、そうすれば刑務所に入れられることになる、という理由からである。彼らは別の道を探す。

……昔から言われているように、どんな返事

でも「ノー」でなければ交渉の余地はある。君とのセックスを望んでいる女性は多いが、いざとなると世間体を気にして躊躇してしまうのだ。その場合は、障害になっていることを探り出して、直接対処するといい。次にいくつかの戦略を紹介しよう。（以上Clink 2004, 邦訳 pp. 191-192）

こうして、PUAたちは(1)女性の抵抗感に共感を示す、(2)カジュアルなセックスを非難する社会がまがっていると言説する、(3)ためらいの原因を打ち消す、(4)女性になんらかの口実を与える、などの手法を示そうとする。「ノー」のままさらにアプローチすれば犯罪とされる危険があるが、いったんノーと答えられたとしても、説得してそのノーを消去してしまえばよいわけである。

藤沢数希の「恋愛工学」ではLMRは「グダる」という名を与えられ、その解消にはもっと直接的で乱暴な手法が示唆されている。「隙を突いて彼女の唇を奪った」「ベッドの上に押し倒して、彼女のシャツを捲り上げた」抵抗されたらいったんは「やさしさ」を示し、再度「油断した隙をねらって」強引に先に進み「陥落」させるといった手法が紹介されている（藤沢 2015, pp. 272-273）。これは結局のところ、女性の意に反しているという点でデートレイプそのものであると言える。書店で多数見つかる無名のナンパ師たちの書籍では、いかにして女性に大量のアルコールを摂取させ正常な判断力を失わせるかといったテーマに紙面が割かれていることがしばしばで、はっきり危険なものである。

こうしたPUA・ナンパ師たちの手法では、女性に「ノー」を言わせないことに関心が払われ、また口に出された「ノー」が実際には「ノー」ではないという想定の上で、「ノー」をいかにして無視し、説得し、なしくずしに解除するか、が論じられる。こうした想定と手法に、フェミニストだけでなくほとんどの女性が脅威を感じ憤慨するであろうことは理

解できる。

### 『草食系男子』のアドバイス

実はこうした「ノー」の無視・軽視、あるいはその回避への関心は、PUAやナンパ師たちのような、肉食系性的捕食者とでも呼びたくなる人々に限られるわけではない。ここで、ナンパではなく、「正道」と思われる男性向け恋愛指南本を一冊見てみよう。哲学者の森岡正博の『草食系男子の恋愛学』（森岡2008）はかなりよく読まれ、恋愛やセックスに消極的な青年を指す「草食系男子」という言葉を流行させた原動力の一つだった。森岡は社会的に影響力のある哲学者であり、またフェミニズムに対する理解が深いことで知られている。しかし驚いたことに、「女性のノーをそのままノーと解釈しないでよい場合がある」という姿勢は、この『草食系』でも姿を現している。

女性に恐怖感を与えないとか、女性の意に反して何かを強制しないということを真面目に考え過ぎると、デート中にいつ女性の手を握ったらいいのか、いつ女性にキスをすればいいのか分からなくなってしまうかもしれない。……「いま手を握ってもいいですか?」「いまキスしてもいいですか?」といちいち相手に承諾を求めるのがよいのだろうか。知っておくべきは、たいがいの女性は、それを好まないということである。多くの女性は、女性の側に心の準備ができたことを男がきちんと見計らったうえで、とくに断りなく手を握ってきてほしい、キスしてきてほしいと思っているのである。（森岡2008, p. 103, 以下ページ番号のみ示す）

しかし「心の準備」がいつ整っているかを男性が知ることは難しいが、男性の体のどこかに触れてくるようであるならば、女性には身体接触への抵抗感

がなくなっており、むしろそれを望んでいるかもしれないので、承諾を求めることなくいつ手を握ってもよいと言う。（p. 104）

もっと身体的な接触度の高い局面についてはどうだろう。森岡は「デートをし、キスをし、二人きりの部屋でその先に進もうとしたときに、どうしてもそれを拒んでしまう女性がいる」という。これはまさにPUAの言うLMRである。

イヤなのだったら、誘いに乗って二人きりにならなければよいのではないかと思うかもしれないが、そんなに単純な話ではない。たとえばセックスに拒否感があったとしても、好きになった男に誘われたらついていきたいと思うのが女心だろう。しかし、暗い部屋で、身体に指を触られると、どうしてもこわばってしまって、恐怖感のようなものが湧いてくるのである。（p. 106）

森岡はそうしたセックスの拒否は恐怖感その他、それぞれの女性に固有の問題があるのでやむをえないと考えているようだ。もちろんそうした場合は強制してはならない。しかし、「ノー」「イヤ」と言われたときに男性がとるべき道はそれを尊重することだけではない。なぜなら、女性は口でだけ「ノー」を言うことがあるからだ。

たとえば、公園でキスをしてからホテルに誘ったときに、「イヤ」と言われることがある。部屋で二人きりになって、服を脱がそうとしたときに、「イヤ」と言われることがある。そう言われたので、何もせずにおしゃべりをしていると、「もう少し強引にしてもいいのよ」と言われたりする。この謎のような言葉に、立ち往生する男は多い。（p. 116）

女性のノーが本当にノーなのか、名目だけのノー

なのかを確実に知る方法はない。したがって、男性が恋愛にまだ不慣れなうちは、実際に女性はほんとうにイヤであると考え「とりあえず中止する」のが女性を傷つけないやり方である。しかし次のようにも提案する。

イヤと言われたらただちにすごすご引き下がれというわけでもない。男がするべきなのは、女性の仕草や表情の変化に神経を集中して、女性の真意がどこにあるのかを探り出そうとすることである。(p. 122)

森岡は、恋愛に不慣れな「草食系」男子にたいして、「不慣れ」なうちは安全のため女性の「ノー」はノーであるにとらえるべきではあるが、次第に、可能であれば表情や仕草を読み、女性が「本当に」望んでいることを実行するべきだ、と主張しているわけである。森岡の著作の目的が、恋愛やセックスに奥手な「草食系男子」に対して、女性の気持ちや願望に配慮した豊かな恋愛・セックス生活を送る方法を指南する、というものであることを考慮に入れば、こうしたアドバイスはおそらく一概に非難すべきものではない。森岡は女性が一般に好んでいるように思われること、望んでいるであろうことを実現する手段を教え、それによって安定し尊重しあう良好な関係を求めようとしている。そうした点は、自分の人生に満足と豊かさや自信を求めるあまりに他人に対して操作的になり、その場その場でのインスタントな性的関係を求め続けるPUAたちの動機や態度とはずいぶん異なっている。

「真意を読む」：ノーはイエスかもしれないか

しかし、森岡が女性には口に出されない「真意」があり、「本当に」望んでいることは女性自身が出していることとは違うはずだと考えるのはなぜだろうか。「ノー」と言われたら「すごすご」引き下がればよいのではないだろうか。そもそも相手の

意図や欲求がわからないからイエスかノーかを尋ねるわけなのだから、ノーという返事であればそれが真意であると解釈するのが当然ではないだろうか。

一つは森岡が体験しているように、日本の男性は、女性から事後的に、「もっと強引にしてもよかった」のような指摘（あるいは「からかい」）を受けることがあるのだろう。どの程度そうしたことが頻繁にあるのかはわからないが、それが日本の一般的な男女関係なのかもしれない。しかしこうしたことはあくまで事後的に「もっと強引にしてもよい」という同意や推奨があったからそれが判明しているだけである。森岡自身が指摘しているように、どのような場合には名目の拒否であり、どのような場合には本気の拒否であるのか、けっきょくはかなり先に進んでからでなければわからないはずである。そしてその時にはすでに遅いかもしれない——つまり、「本当にイヤだったのだ」と伝えられるときには、すでに被害が生じてしまっている場合があるだろう。そしてこうした被害は、自分が性的活動やその慣習、あるいは恋愛・セックスの「ゲーム」に十分習熟したと自覚した人々によっておこなわれることが多くなってしまうのではないだろうか。

「真意」を読む危険性に対しては、心理学的な背景から警戒すべき理由もある。近年心理学の分野で勢力を拡大している進化心理学的な発想のもとでは、男性には女性の性的関心を過大に見積る傾向があることが予測される。人類の進化の過程では、なんらかの「チャンス」があるときにはそのチャンスを逃さず性的な行動をとるような心理的傾向をもったオスの方が、そうでないオスよりも進化的に適応的、すなわち子孫を残しやすかったことが予測されるからである。実際に多数の実験室研究でも実際にそうした傾向性が観察されている。男性は女性と比較すると、知り合ってから性的活動を欲求するようになるまでの時間がはるかに短い。また男女が楽しげに会話している写真を見ただけで、男子学生は女子学生よりはるかに高い割合で「女子学生は相手に性

的な関心をもっている」「性的に誘惑しようとしている」と答えてしまう。こうした男女の性的欲求に関する性差の権威であるバスやソーンヒル等は、こうした心理的傾向の違いが、男女間の多くの不幸な性的葛藤の原因の一つであり、特に男性には自分たちがそうした傾向性をもって女性に意図を自分たちに好都合に読み間違えてしまいやすいことをしっかり教え込むべきだと主張している (Haselton and Buss 2000; Thornhill & Palmer 2000, Buss 2000, 2003, 麻生 2010)。

ここでは国内の裁判事例や報道を挙げることはしないが、実際のところ性的暴行やセクハラの実例では、加害者側が「同意がある (と思った)」と主張することが頻繁にあり、ほとんど常に「同意」の有無が争点になると言われている。我々の日常的な感覚では、そうした勘違いによって被害者の意に反した行為をおこなうことそれ自体が不正なことであり、またそうした勘違いをする人間としてのあり方が悪い、と言いたくなるだろう。しかし、被害者の非同意を同意と見なしてしまうことは過失・怠慢や無謀という点で非難することが可能かもしれないが、少なくとも刑法上は、「故意」の有無、すなわち、加害者が被害者は同意していると考えていたか、ある

いは非同意であると考えていたかということは重要な論点になりえる。自分は性暴力を振っていると考えつつとる行動と、相手が望んでいることをしていると考えつつとる行動は区別せざるをえない。また、こうした意図や動機は、セクハラのように組織内で処理されることが多い事案でも考慮に入れざるをえないだろう。

こうして、“No Means No”、すなわち「ノー」を本気でノーと考え、「真意」といったものを勝手に読みこまないことは、少なくとも「意に反した」性的加害・被害を避けるためには必須なのである。たしかに森岡の指南は、十中八九のケースでうまくいく考え方なのだろう。しかしそれには常に加害・被害の危険がつきまとっている。もし森岡が加害の危険や被害の大きさを十分大きいものと見つめるならば、ノーが表明されたら常に「すぞすぞ」と引き下がることを(草食系男子にも)男子に教えるべきではないだろうか。さらにまた、ノーとは言われなくても、自由にノーと言えない関係もありえることを考えれば、我々はもっと「同意」をまじめに受けとめるべきではないのだろうか。

では、性的活動に対する同意を真剣に受けとめようとするかどうなるかを考えてみよう。

## 「イエスがイエスだ」とアンティオク大学の学則

“No Means No” から “Yes Means Yes” へ

米国では “No Means No” は一定程度社会的な承認を受けている。大ヒットした女性向け恋愛映画『セックス・アンド・ザ・シティ』や青春エロティックコメディ『アメリカンパイ』といった映画では、もはや女性の「ノー」が発言されたときに、男性の懇願や失望がコミカルに描かれることはあっても、さらに積極的にアプローチするといったこと

はほとんどなくなっている。しかし、米国での若者の間でのデートレイプはその後も問題であり続けている。特に恋愛関係にない若者どうしのその場かぎりの性的関係が ‘Hook-up’ カルチャー<sup>5)</sup>として定着するにつれ、性的なトラブルも急増し、2010年代には多くの大学で女子学生の8人に1人ないし4人に1人がなんらかの性的暴行を経験しているとされている<sup>6)</sup>。

5) Bogle (2008) などが2000年代のそうした米国大学生乱交的文化を紹介している。

6) CNN “23% of women report sexual assault in college, study finds” <http://edition.cnn.com/2015/09/22/health/campus-sexual-assault-new-large-survey/>など。こうした調査の数値はさまざまである。



そうした危機感と女性の防衛の観点から、2014年に、カリフォルニア州で、大学学則で、学生・職員等の性的行動にあたっては、明示的な「積極的同意」(affirmative consent)を義務づけるよう定めることを求めた州法が制定された<sup>7)</sup>。その後、カリフォルニアに続いてニューヨーク州やコネチカット州でも同様の州法が成立している。

こうした動きの背景にあるのは、「ノーはノーである」だけでは、社会に蔓延する性暴力を十分防ぐことができないという意識である。実際、「ノーはノー」だけでは、「同意がなかった」ということを証明することは实际的に難しい。「私はノーと表明した」と主張することはもっともなではあっても証明することが難しい。むしろ、性的なトラブルが生じた場合には、訴えを受けた側が「イエス」があったことを証明できなければ非難や制裁を加えるべきだと考えた方が有望だと考えられる。従来の「ノーはノーを意味する」だけではなく、“Yes Means Yes”(「イエスはイエスを意味する」あるいは「明示的な「イエス」だけが有効なイエスだ」)が新しいスローガンとして現われているのである。

#### アンティオク大学の試み

上の大学に対策を命じる州法では、学則自体は各大学にまかされている。ここで再評価されているのが、オハイオ州アンティオク大学で1990年代に制定された学則である。この大学では、1990年、キャンパス内で2件のデートレイプが発生したことをきっかけに、大学全体でのレイプ防止のとりくみが開始された。大学は1991年に性暴力対策規程(Sexual Offense Prevention Policy)を制定し、現在でも有効である<sup>8)</sup>。この規程は性暴力を当事者の「意に反す

る性的行為」とするわけだが、抵抗や「ノー」があるにもかかわらずおこなわれる性的な行為だけを禁止するのではなく、むしろ性的な行為にあたっては、常に言語による明示的な同意を要求するという、非常に興味深いものである。この学則規定は、まず、「同意」を「特定の性的行動に参加することを自発的に口頭によって合意すること」と定義した上で(A0)<sup>9)</sup>、大学内および大学関係者すべての性的行動について明示的な同意を求め、同意のない性的行動をおこなった者を処分すると定めている。さらにその同意に関する条件が列挙される。

- (A1) 性的活動をおこなう前に、その時々常に同意が得られなければならない。
- (A2) 参加者全員が、当の性的活動を明確かつ正確に理解していなければならない。
- (A3) 性的行動を開始しようとする者は、参加する(諸)個人に「同意」を求める責任を負う。
- (A4) 性的活動を開始された者は、同意、あるいは不同意を口頭で表明しなければならない。
- (A5) 性的行動の新しいレベルそれぞれに同意が必要である。
- (A6) あらかじめ合意されているジェスチャーやセーフワードの利用は受けいられるが、性的活動がはじめられる前に、参加者全員によって口頭で論議され合意されなければならない<sup>10)</sup>。
- (A7) 同意は参加者たちの従来の交際関係や、それ以前の性的経歴、その活動等にかかわらず必要である。(たとえば、ダン

7) 日本語でオンラインで読めるものだと、Courrier Japon (2016)「“レイプ冤罪”がイヤなら、ベッドに入る前に「Yes」と言って! 米国の大学生は、同意の“証拠”なしにセックスできない」<http://courrier.jp/news/archives/58348/>

8) <http://www.antiochcollege.edu/campus-life/residence-life/health-safety/sexual-offense-prevention-policy-title-ix>

9) 「A1」のような記号は後に参照するために江口が付した。

10) この項目は、おそらく(名目的に)「ノー」と主張しつつ相手の(名目的な)強制に身を委ねるタイプのサドマゾヒスティックな性的活動を考慮している。そのような場合でも、「本当に」望まない行為を避けるためになんらかの合図を決めておくことが一般的であるようだ。

スフロアでグラインドしていることは、それ以上の性的活動に対する同意ではない)

- (A8) 「同意」が有効であるためには、すべての参加者の判断力が損なわれておらず、またセイファーセックスの使用を含め、同意している行為の性質について理解が共有されていなければならない。
- (A9) 寝ている間は同意することができない。
- (A10) 沈黙は不同意を伝えることとする。
- (A11) 同意が撤回された場合、あるいは明示的に合意されていない場合には、いかなる場合も、その性的行動はすぐさま中止されねばならない。
- (A14) すべての参加者は、個人的なリスクファクターを開示しなければならず、性感染症について知っていなければならない<sup>11)</sup>。

一般の人々にはこの学則は滑稽で笑いを誘うものに見えるかもしれない<sup>12)</sup>。この学則にしたがおうとすれば、アンティオク大学の関係者は、常に明示的に、口頭で、「手を握っていいですか」「はい」「首にさわっていいですか」「はい」「公園でキスしていいですか」「はい」「ホテルで二人きりになりますか」「はい」といった手順を踏んで性的活動をおこなわねばならず、それも性的活動のたびに同じように同意を求めねばならないことになるからである。この「学則」は、当時かなり揶揄され、一部では「デートレイプ」に関する論争を引き起こした<sup>13)</sup>。

なぜこの学則は、ごちなく滑稽に見えるにもかかわらず現在再評価されるのだろうか。「イエス(のみ)がイエスだ」という発想が新鮮で重要なのはなぜだろうか。この学則に表現されている背景としての「インフォームドコンセント」という考え方をキーとして説明を試みる。

## 医療におけるインフォームドコンセントをモデルに

### インフォームドコンセントの要件

冒頭に述べたように医療においては、インフォームドコンセント(情報を理解した上での同意、以下IC)という考え方が1980年代から次第に普及し、ほぼ定着しているといつてよいだろう。我々は自分の身体にどのような検査や操作がなされるかを決定する権利をもっている。もし我々の身体に対して医療関係者がなんらかの措置をしようとするならば、そ

の内容と利益や危険の見込みを説明した上で、我々の理解の上での同意にもとづいておこなう必要がある<sup>14)</sup>。我々が自分の身体について権利をもっていることはほぼ自明であるのだから<sup>15)</sup>、性的な活動についても同様のことを要求してもよいのではないだろうか。つまり、法的にも道徳的にも、性的な活動については理解の上での同意が必要であり、そうでないものは非難に値する行為であり、場合によっては

11) これらは2014年のバージョンのものである。過去のバージョンでは、「身体的動作やあえぎ声などの反応は同意ではない」等の要件も入っていたようである。

12) 実際にYouTubeなどではパロディ的なビデオが公開されている。「sex contract」などで検索するとかなりの数を見ることが出来る。特にA Watch Out for the Bears Productionの「Kontraband Contract」と題されたものがおもしろい。https://youtu.be/Q-gu6s0eGOk

13) 今回は十分紹介することができないが、カミュー・パーリアの『セックス・アート・アメリカンカルチャー』に収録されている彼女の文章を読めば雰囲気はわかるはずである(Paglia 1992)。哲学者によるものでは、Alan SobleとEva Kittayの応答が興味深い(Soble 1997, Kittay 1997)。

14) これは実は非常に理想化し単純化した表現である。治療のような場はかなり徹底的なICが実施されるが、単純な風邪や虫歯程度では十分な説明がなされないことはあるだろう。

15) 実は、なぜ自分の身体についての権利をもつことが自明であるのか、なぜインフォームドコンセントが重要なのか、については複数の根拠づけが可能である。江口(1998)で簡単に論じた。

法的・社会的に罰するべきではないだろうか。

これは一見するともっともな考え方に見える。アンティオク大学の学則や、“Affirmative Consent”、Yes Means Yes、「はっきりしたイエスだけが有効なイエスだ」という考え方は、まさにこうした考え方を背景にしている。では、この医療におけるICのモデルを性的活動に適用すると何が問題なのだろうか。

通常、有効なICには、(C0) 明示性 (C1) 同意能力、(C2) 必要な情報の提供とその理解、(C3) 自発性の三つの条件が必要だとされている。それぞれ簡単に見ておこう。

その都度、口頭で明示的に

「同意」は明示的でなければならない、すなわち口頭や文書で明示的に表明されねばならないとする条件は、医療においてはほぼ自明である。しかし性的活動への同意においてどうだろうか。

我々は多くは、そして特に中高等教育の場にいる人々は、性的活動の経験を十分に積んでいない場合が多く、その経験の度合いも多様である。さらには文化的グループによって性的活動がどうあるか、どのようにあるのが当然と考えられているかということも非常に多様である。一般に、ある種のふるまいやジェスチャーが、他の文化的グループでは別のことを含意するということはよくあることである。残念ながら、「標準的性行動規範」のようなものは存在しない。上で指摘したように、同意の有無を「神経を集中して」読みとろうとすることが、誤解や勘違いを生むことは十分にありえる。

したがって、性的な加害・被害を避けるためにICとして性的な同意を考えるのであれば、アンティオク学則が要求するように、口頭での明示的な「イエス」「ノー」に頼るしかない (A0、A1、A3、A11)。また性的な被害の実情を考えれば、沈黙はノーであ

るとすること (A10) ももっともである。性行動を開始した側に、その性行動の起こりえる不始末について、一方的なリスクを負わせるのが不公平だと考えるならば、同意を求められた側に対しても、返答しなければならないという義務を課すことももっともなことだと考えられるだろう (A4)<sup>16)</sup>。性暴力の多くが過去に性的な関係をもった相手によるものであることを考えれば、「その時々」に同意を得る必要があること (A2、A7) も理解できる。

いつ同意能力があるか

有効な意味で同意するためには、自分が何に同意しようとしているのか、その結果なにが予測されるのか、それが自分の利益にどう影響するのか、といったことを理解し理性的に判断する能力が必要であるのは当然である。この同意能力は、性的活動の領域でも当然重要である。年少者や一部の知的・精神的な障害のある人々は、性や人生に関する知識が足りず、また十分理性的に判断することができない場合があるかもしれない。そうした人を相手とした性的活動は規制され、場合によっては全面的に禁じられるべきである。これが各国の刑法で、性的活動の「同意年齢」を定めている理由である<sup>17)</sup>。もちろん年少者とはいえ、知識や判断する能力は人それぞれではあり、同意年齢に達していない子供も十分判断できる場合もあるだろうし、また刑法上の同意年齢は各国によって異なるが、同意能力の未熟な人のため、一律に定めておくことは合理的だと言える。

実践的な性的活動において問題が生じるのは、年齢よりはアルコールやドラッグなど、判断力を鈍らせる物質の影響である。実際、性的暴行やセクハラ事例の多くにはアルコールが絡んでいるとされる。我々が医療関係者と相談する場合にはほぼ確実にシラフだが、性的な活動においてはそうではない。む

16) この項目は、以前のバージョンでは「返答する責任を負う」という形だったようである。

17) 日本の刑法では男女ともに同意年齢は13歳であり、また児童福祉法や各自治体の淫行条例では18歳未満を児童として「淫行」行為に罰則を設けている。

しろ一方あるいは双方がアルコールになんらかの役割を期待していることは少なくないだろう。泥酔して意識がない相手との性的行動は刑法上も当然「準強姦」「準強制わいせつ」であるが、それほどでもない場合に、アルコールが我々の判断や行動に与える影響の見積りは難しい。ICとして考えれば、アンテオクの学則のA8とA9は実はさほど強い条件ではない。

さらには、各種の季節的なイベントや生活上の大きな変化など、我々の精神状態が不安定になり、通常であれば避けるような判断や行動を取る場合は少なくない。見方によれば、多くの人々が憧れている劇的でロマンチックな「恋に落ちる」という体験でさえ、我々の多くにとっては正常な判断力を歪める出来事であるとさえ言える。恋愛中、我々は往々にして、明らかに自分の利益に反することを頻繁におこなうようだ。我々は恋愛相手に対して過度に利他的になり、また場合によっては経済的な無理をし、さほど望まぬセックスを提供し、場合によって、通常は不道徳的・不法と考えている行為に手を染め、自己破壊的になりさえする人々がいるように思われる。

先にあげたPUAたちは、相手に対して各種の心理的操作を用いてインスタントな恋愛の感覚を提供することによってセックスを入手しようとするわけである。PUAの心理的操作によって「同意」する場合にも、そのターゲットは同意能力をもっていると言えるだろうか。我々はいつ十分な同意能力を維持していると言えるのだろうか。ICとしての「同意」を真剣に考えるならば、理論的にも実践的にも、どのような場合に判断力が損なわれていると言えるのかの明確化が必要に思われる。

しかしこの同意能力の問題についても、まずまず社会的な合意があると仮定することにしよう。我々は十分成長すれば、自分の性的活動についてまずまず理性的に判断できるようになり、泥酔していないかぎり能力は維持できる、としよう。

#### どんな情報が必要か

同意するためには、何について同意するのかを理解している必要がある。医療の場合は、患者や被験者に重大な侵襲をとまなう措置をおこなおうとする場合には、医療従事者側から書面および口頭で十分な説明がおこなわれるのが通例である。説明（インフォーム）されるべき事柄は、単なる医学的情報だけではない。患者・被験者にとって重要なこと、すなわち現在自分はどのような状態にあり、提案されている措置を受けいれるとどのような結果とコストが予測され、それが自分の人生にどう影響を及ぼすか、つまり、選択にあたって患者本人が重要であると見なす事柄が説明されねばならない。

性的活動の場合はどうだろうか。おそらく常識的には、性器性交は当然同意が必要な性的活動に含まれるだろうが、ベッティングや、キスや、手を握ることなどがすでに性的活動だと考えられるだろう。また、性的な接触や活動にはさまざまな程度の差があることを考えれば、必要なのはまさに性的活動のレベルごとでの同意を得ることである（A5）。だからこそ先にあげた森岡（あるいは彼がアドバイスしようとしている草食青年）は「手を握る」ことに同意が必要かどうか悩むわけである<sup>18)</sup>。ひょっとすると、性的な関心をもって見つめること、お互いに微笑みあうことや、あるいは会話すること、挨拶することも、性的活動の一部なのかもしれない<sup>19)</sup>。

18) ちなみに先に述べたように森岡は相手が自分の肩その他に接触してくるようなら、同意なしに「手を握る」ことは十分許容されるが、一方、「部屋で二人きり」になってもっと身体的に親密な関係になる場合はしっかりした同意が必要だと考えているようだ。「公園でキス」に同意が必要と考えているかどうかは不明である。

19) 実際のところ、「性的」活動とは何であるかという概念的・存在論的な問題は、セックスの哲学・倫理学的なテーマの一つである。たとえば性器や粘膜や第二性徴にかかわる行為しか性的活動ではないと考えるのは男性中心的な思考であるとして批判されるべきである。

それぞれの段階について、次に何をするかを説明する必要があるだろうか。またその際、そのそれぞれの行為について、双方にどのような利得（広い意味の／狭い意味の快？）や危害（不快？）がありうるか、その確率はどの程度であると見込まれるかについての説明も、十分におこなう必要があるだろう。それには当然、性感染症（A14）や妊娠、社会的評価への影響、その行為をしたあとに生じると予測される親密さや感情の変化などが含まれるだろう。たとえば相手が性感染症についての十分な知識をもっていなければ、さらに詳細な説明も必要かもしれない。手術をする場合には、執刀医師の過去の実績、成功／失敗件数等も開示することになるだろうが、性的関係についても同じことが言えるだろうか。ことによれば、予定時間、式次第、予定メニュー、可能なチョイスとオプション、のようなものを開示する必要があるかもしれない。

冗談はさておき、両者が初めて関係をもつ場合は特にそうした説明が必要であるだろうし、基本的にはたしかに「その都度」そうした説明がおこなわれるべきであるということになろう（A1、A7）。

また、我々は性的活動に参加するかどうか選択するにあたって、何を重視しているだろうか。我々は性的な活動をするにあたって、何をするか以上に、それを誰とするのかを重視しているように思われる。もし性的活動において、相手の（現在の／将来的な）社会的・経済的地位や、愛情や親密さのような感情的要素、関係を継続する意思といった意志的要素が重視されることがあるならば、その見通しについても十分な説明が必要だろう。さらにいえば、我々は自分を実際より性的に魅力的に見せるために多くの「欺き」を利用するように思われる。さすがに服装や装飾品や化粧を「欺き」と見る必要はないだろうが、自分の長所、他人からの評価、職業、身体的な長所、相手に対する感情、当の相手以外との交際状態、継続的な関係を結ぶ意思の有無などについて、嘘や見せ掛けを作りあげてを厭わない

人々は少なくないように思われるし、嘘をつくことはとはいわないまでもアピールのために自分自身やその意図について、それを隠したり、あるいは大袈裟な表現したりすることは一般的なことだろう。しかし我々が性的な活動にあたって相手が誰であるのかを重視することを考えれば、そうした情報こそが重要なのではないだろうか。こうして見ると、アンティオクの学則は、実は要求する情報が不足しているときさえ言えるかもしれない。

しかし、ここでもとりあえず性的活動とはなんであり、人々が同意にあたって気にする事柄もだいたいのところ明らかである、あるいはもし情報に不備がある場合は追加の説明をするという原則があれば十分だとしよう。

いつ自発的であるといえるか

自発性という条件（A0）も、性的活動については解釈が難しい。医療におけるインフォームドコンセントにおいても、この「自発性」という条件がどんな内容を含んでいるかについては、いまだに頻繁に議論されている。ある解釈では、同意が自発的であることが必要であるということは、その選択が強制されていない、ということである。強制された「同意」は同意ではないということである。

医療の場で自発性が問題になるのは、たとえば新薬や新技術の治験において、貧困に喘いでいる人々に多額の報酬を提供したり、あるいは「他に希望ある道はない」といった説明をしたりすることによって、同意を求められている人々の選択が狭められ、強制されていると考える余地があるからである。

性的活動の場において、ナイフをつきつけられて性行動に同意するかどうか尋ねられてイエスと答えても同意したことにはならない。ナイフをつきつけて同意を求めることが強制だからである。こうした脅迫や明らかな強制は、もちろん刑法上の強姦の要件とされ、「暴行又は脅迫を用いて」という文面で表現されている。

しかし、性的活動においては、それが自発的なものか、あるいは強制といえるのかがそれほど明らかでなく、論争の対象でありつづけている事例が数多くある。代表的なものの一つは、売買春である。非常に単純に見ると、売買春は、金銭を対価にして性的なサービスを提供し受けることである。サービスを提供する側が貧困に苦しんでいる場合、提供される金銭は非常に魅力的で拒否できないほどになることがある。そうした場合には、性的活動に同意するかしないかの選択が「自発的に」おこなわれているのかどうか疑わしい、と考える立場がある。あまりに魅力的な金銭とサービスの交換の提案は、一方の選択肢を増やしているというよりは、むしろ「強制」であると見なさざるをえない場合があるかもしれない。こうした提案は「強制的提案」(coercive offer)と呼ばれる(Held 1972; Feinberg 1989; Wertheimer 1988, 2003)。

しかしたとえば、それほど困窮しているわけではない人が、「つきあってくれれば(=時々性的な関係をもってくれれば)時々(自分でも買えるかもしれない程度の)プレゼントを買ってあげるし小遣いも渡す」のような提案をされ、それに同意することもやはり「強制」と言えるのだろうか。またたとえば、自己表現の一貫としてアダルトビデオに出演しようとし、その出演の必須の一部として本人自身

は好まない性的な活動に同意することが、つねに強制的な選択の結果と言えるだろうか。こうした問題を見ると、自由、強制、搾取といった概念について、かなり詳細な哲学的な議論が必要になることは理解できるだろう。

さらに判断に悩む日常的な事例もある。たとえば数ヶ月性的な関係のないままに交際した若いカップルの一方が「セックスしてくれなければ交際をやめたい」のような申し出をすることは、強制的提案にあたるだろうか。もし一方が交際を続けたいという強い願望をもっている場合には、「選択の余地」はないかもしれない。また「つきあってくれるなら大学卒業のために重要なレポートを手伝うよ」「誕生日やクリスマスのような大事な日にはいっしょにいてあげるのでつきあおう」のような提案をすることが強制的であるかどうかは不明である。こうした提案が実際にどれくらい明示的になされているのかはわからないが、こうした強制とはいえないまでもセックスを対価の一つとした関係というはおそらくそれほど珍しいものではないだろう。こうしたさまざまな事例を見ると、ある選択が自発的なものか、強制されたものか、という区別は曖昧になってしまい、それに対応する道徳的な不正さの度合いも不明確になる<sup>20)</sup>。

## 「同意」の理解の必要性

こうした問題を考えてくると、もし我々が自分の身体についての道徳的な権利にもとづいて、ICモデルで性的な同意の問題を考えようとする、「ノーはノー」だけでは不足していることは明らかである。また驚くべきことに、「イエスはイエス」でさえも、法的・疑似法的にはどうあれ、少なくとも道徳的な

条件としては不足しているのである。それは我々が、性的同意における同意能力や十分な情報や自発性といった条件について十分明確な理解をしておらず、本当に有効な「イエス」がどのようなものをまだ知らないからである。

一方で、こうしてICモデルやアンティオク学則の

20) 一つの極端な立場として、「性的活動そのものを直接に(性的に)欲求していない場合は自発的ではない」というものがあるが、今回は論じることができない。この立場は、江口(2010)で性的自己決定との関係において論じている。

ように同意の重要性を認めるとしても、ある種奇妙で場合によって滑稽に感じられるところがあるのは、それが、恋愛や性的活動に対して我々が抱いている観念や理想、そして現実と大きく食い違っているからである。恋愛やセックスは、ICや「学則」で要求されるような「契約」的關係とはまったく違った活動であり、だからこそ我々はそれに魅力を感じるのではないだろうか。こうして我々は性的同意とは何であり何であるべきか、という問題に引き込まれるのである<sup>21) 22)</sup>。

#### 参考文献

- Amir, Menachem (1971) *Patterns of Forcible Rape*, University of Chicago Press.
- Archard, David (1998) *Sexual Consent*, Westview Press.
- Barry, Cathlean (1979) *Female Sexual Slavery*, Prentice Hall. (キャスリン・バリー, 『性の植民地: 女の性は奪われている』, 田中和子訳, 時事通信社, 1984).
- Bogle, Kathleen A. (New York University Press) *Hooking Up: Sex, Dating, and Relationships on Campus*, 2008.
- Buss, David M. (2000) *The Dangerous Passion*, Bloomsbury Publishing. (デヴィッド・M・バス, 『一度なら許してしまう女・一度でも許せない男』, 三浦彊子訳, PHP, 2001).
- (2003) *The Evolution of Desire: Strategies of Human Mating*, Basic Books, revised edition. (デヴィッド・M・バス, 『女と男のだましあい: ヒトの性行動の進化』, 狩野秀之訳, 草思社, 2000. ただし第1版の翻訳。).
- Clink, Tony (2004) *The Layguide: How Seduce Woman More Beautiful Than You Ever Dreamed Possible*, Citadel Press. (トニー・クリンク, 『女を確実にオトす法則』, 主婦の友社, 2005).
- Cowling, Mark (1998) *Date Rape and Consent*, Avebury.
- Cowling, Mark and Paul Reynolds eds. (2004) *Making Sense of Sexual Consent*, Ashgate Publisher.
- Dank, Barry M. and Roberto Refinetti eds. (1997) *Sexual Harassment & Sexual Consent*, Transaction Publishing.
- Estrich, Susan (1987) *Real Rape: How the Legal System Victimized Women Who Say No*, Harvard University Press, reprint edition. (スーザン・エストリッチ, 『リアル・レイプ』, 中岡典子訳, JICC出版, 1990).
- Feinberg, Joel (1989) *Harm to Self*, Oxford University Press.
- Haselton, Marie G. and David M. Buss (2000) "Error Management Theory: A New Perspective on Biases in Cross-Sex Mind Reading," *Journal of Personality and Social Psychology*, Vol. 78, No. 1.
- Held, Virginia (1972) "Coercion and Coercive Offers," in J. Roland Pennock and John W. Chapman eds. *Coercion*, Aldine Atherton.
- Kittay, Eva Feder (1997) "AH! My Foolish Heart: A Reply to Alan Soble's 'Antioch's 'Sexual Offense Policy: A Philosophical Exploration,'" *Journal of Social Philosophy*, Vol. 28, No. 2. Reprinted in Soble (2008).
- MacKellar, Jean (1975) *Rape: The Bait and the Trap*, Crown Publishers. (ジーン・マックウェラー, 『レイプ《強姦》: 異常社会の研究』, 権寧訳, 現代史出版会, 1976).
- McGregor, Joan (2005) *Is It Rape?: On Acquaintance Rape and Taking Women's Consent Seriously*, Ashgate.
- Miller, Franklin G. and Alan Wertheimer eds. (2010) *The Ethics of Consent: Theory and Practice*, Oxford University Press.
- Paglia, Camille (1992) *Sex, Art and American Culture*, Viking. (カミーユ・パーリア 『セックス, アート, アメリカンカルチャー』, 河出書房新社, 野中邦子訳, 1995).
- Parrot, Andrea (1988) *Date Rape and Acquaintance Rape*, The Rosen Publishing Group. (アンドレア・パロット, 『デートレイプってなに?: 知りあいからの性的暴力』, 富永星訳, 大月書店, 2005).
- Schulhofer, Stephen J. (1998) *Unwanted Sex: The Culture of Intimidation and the Failure of Law*, Harvard University Press.
- Soble, Alan (1997) "Antioch's 'Sexual Offense Policy': A Philosophical Exploration," *Journal of Social Philosophy*, Vol. 28, No. 1. Reprinted in Soble (2008).
- Soble, Alan ed. (2008) *The Philosophy of Sex: Contemporary*

21) セックスの倫理学と、この性的な同意という哲学的・実践的な問題について関心のある読者のために、特に有益な英語圏の文献をあげておく。本文・注で言及したものに加え、Archard (1998)、Cowling (1998)、Dank and Refinetti (1997)、Schulhofer (1998) などが代表例である。2000年代のWertheimer (2003) と McGregor (2005) は90年代の議論を総括しながら哲学的な洗練が加えられている。特のWertheimerのものは、各種の思考実験が豊富で哲学的におもしろい。Miller and Wertheimer (2010) は広く同意という問題を扱っており同意をめぐる哲学的議論の基本書であるといえるだろう。また本稿執筆の最終段階でフリーライター松沢呉一がオンラインエッセイで米国での「積極的合意」を紹介・論評していることを知った。優れた情報源なので参照してほしい。http://www.targma.jp/vivanonlife/

22) 草稿に目を通しコメントを与えてくれた青年男性2名、中年男性1名に感謝する。

- Readings*, Rowman & Littlefield, 5th edition.
- Thornhill, Randy and Craig T. Parmer (2000) *A Natural History of Rape: Biological Bases of Sexual Coercion*, The MIT Press. (ランディ・ソーンヒル, クレイグ・パーマー, 『人はなぜレイプするのか: 進化生物学が解き明かす』, 望月弘子訳, 青灯社, 2006).
- Wertheimer, Alan (1988) *Coercion*, Princeton University Press.
- (2003) *Consent to Sexual Relations*, Cambridge University Press.
- 麻生一枝 (2010) 『科学でわかる男と女の心と脳』, ソフトバンク.
- 江口聡 (1998) 「インフォームド・コンセント: 概念の説明」, 加藤尚武・加茂直樹 (編) 『生命倫理学を学ぶ人のために』, 世界思想社.
- (2006) 「性的モノ化と性の倫理学」, 『現代社会研究』, 第9号. 京都女子大学.
- (2007) 「ポルノグラフィに対する言語行為論アプローチ」, 『現代社会研究科論集』, 第1号. 京都女子大学.
- (2010) 「性・人格・自己決定: セックスワークは性的自由の放棄か」, 『現代社会研究』, 第12号. 京都女子大学.
- 小倉千加子 (1988) 『セックス神話解体新書: 性現象の深層を衝く』, 学陽書房.
- 藤沢数希 (2015) 『ぼくは愛を証明しようと思う。』, 幻冬舎.
- 宮台真司 (2013) 『「絶望の時代」の希望の恋愛学』, 角川書店.
- 森岡正博 (2008) 『草食系男子の恋愛学』, メディアファクトリー. ページ指示は文庫版 (2010) による.